

## 2 知的障害者の雇用について

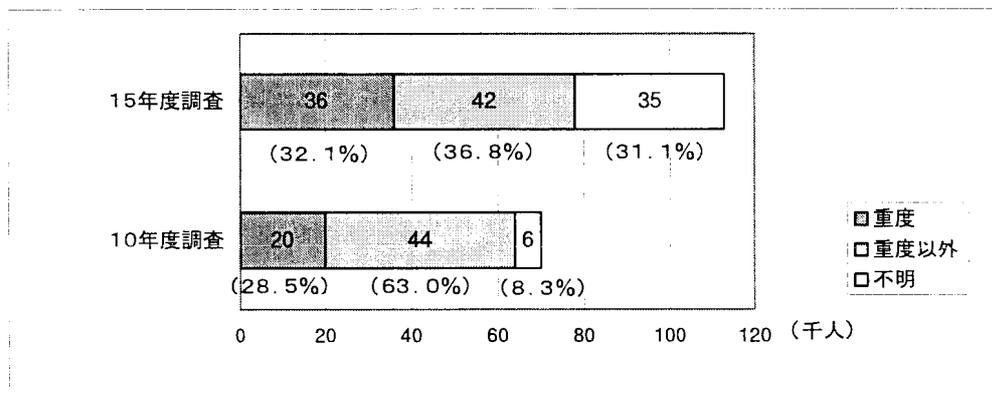
### (1)雇用知的障害者数

平成15年11月時点で従業員規模5人以上の事業所に雇用されている知的障害者は、11万4千人である。これは、平成10年度調査時と比較すると、62.9%の増加となっている。(図9)

### (2)障害の程度別

障害の程度別で見ると、重度障害者が32.1%を占め、重度以外の者は36.8%となっている。重度障害者数は、平成10年度調査時と比較すると、1万6千人(80%)増となっている。(図9)

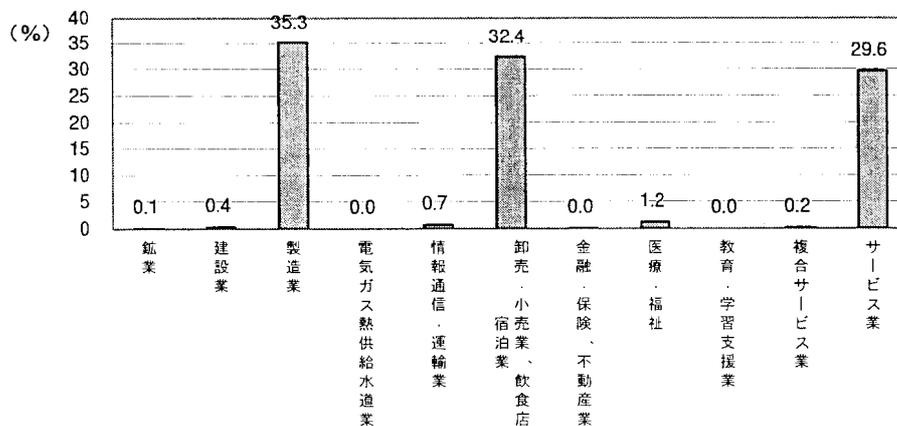
図9 障害の程度別知的障害者雇用状況



### (3)産業別

産業別の雇用状況を見ると、製造業で35.3%と最も多く雇用されている。次いで、卸売・小売業、飲食店・宿泊業32.4%、サービス業29.6%となっている。(図10)

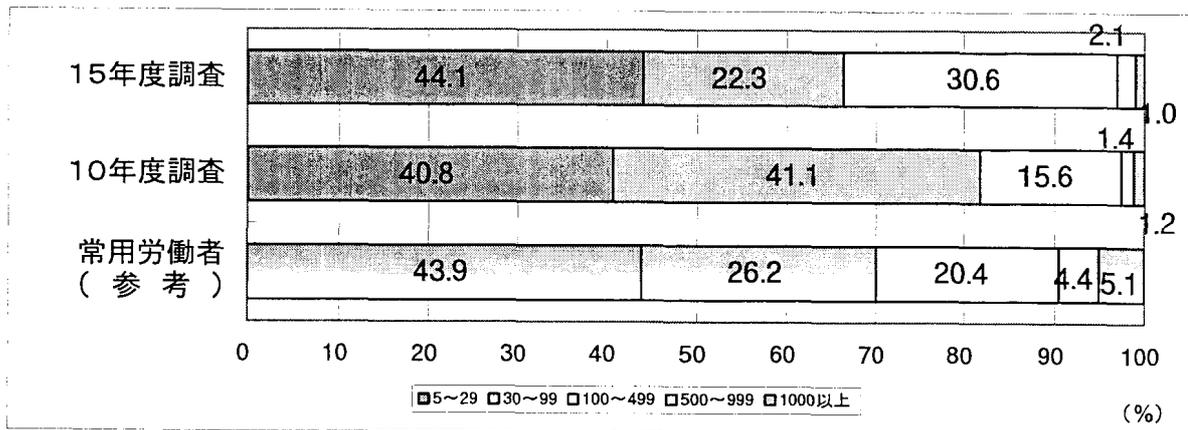
図10 産業別知的障害者雇用状況



#### (4) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5～29人規模で44.1%と最も多く、次いで、100～499人規模で30.6%、30～99人規模22.3%の順となっている。常用労働者全体と比較すると、知的障害者の雇用は、30～99人規模で少なく、100～499人規模で多くなっている。(図11)

図11 事業所規模別知的障害者雇用状況

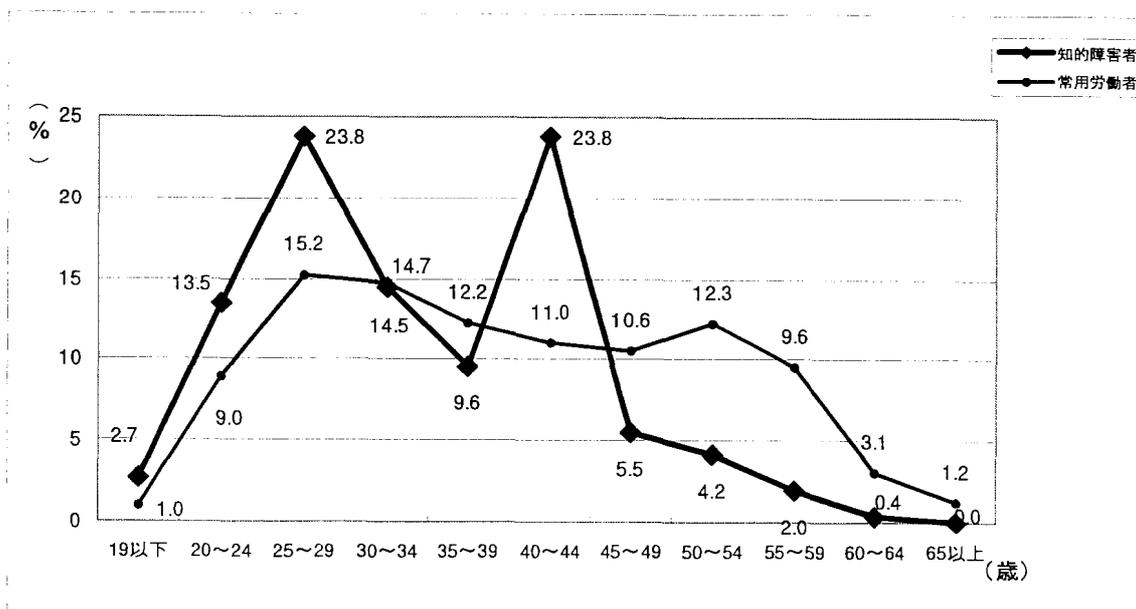


#### (5) 年齢別

年齢別に知的障害者の雇用状況をみると、25～29歳層と40～44歳層で23.8%と最も割合が高くなっている。

常用労働者と比較すると、知的障害者の雇用は、20代以下の層で割合が高く、45歳以上の層で割合が低くなっている。(図12)

図12 年齢別知的障害者雇用状況

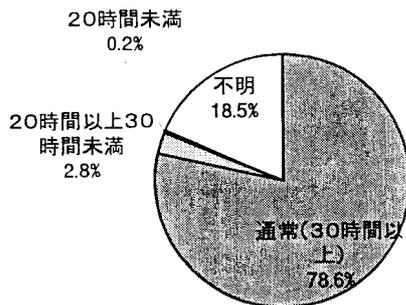


### (6) 労働時間別

週所定労働時間別の雇用状況を見ると、通常（30時間以上）が78.6%と最も多く、次いで20時間以上30時間未満が2.8%となっている。（図13）

また、週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30時間以上）の者が156時間、次いで20時間以上30時間未満の者が107時間、20時間未満の者が67時間となっている。

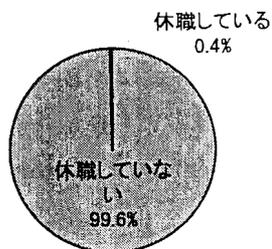
図13 週所定労働時間別知的障害者雇用状況



### (7) 休職の状況

調査時点を含み概ね1ヶ月以上にわたり休職している知的障害者の割合は、0.4%となっている。（図14）

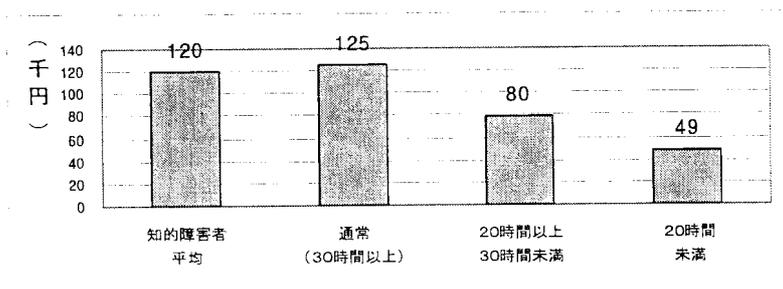
図14 調査時点を含み概ね1ヶ月以上の休職をしている知的障害者の割合



### (8) 賃金状況

週所定労働時間別の月間賃金は、通常（30時間以上）の者が12万5千円、20時間以上30時間未満の者が8万円、20時間未満の者が4万9千円となっている。（図15）

図15 知的障害者所定労働時間別きまって支給する給与



### 3 精神障害者の雇用について

精神障害者については、今回初めて身体障害者、知的障害者と同様な調査を行った。

#### (1)雇用精神障害者数

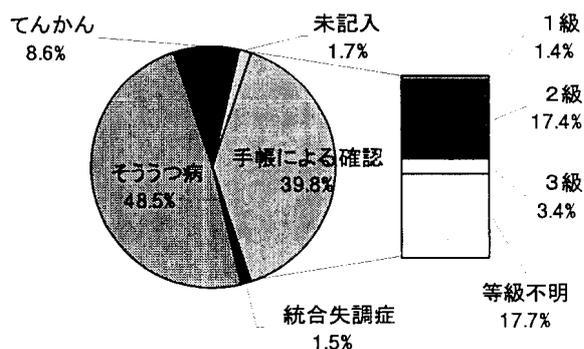
平成15年11月時点で従業員規模5人以上の事業所に雇用されている精神障害者は、1万3千人である。

なお、精神障害者については、調査項目の追加、個人調査の実施等調査方法を変更したことにより、平成15年度調査と平成10年度調査の間には調査の連続性がない。

#### (2)精神障害者であることの確認方法等

精神障害者であることの確認方法としては、精神障害者保健福祉手帳による確認が39.8%で、医師の診断等による確認が58.6%となっている。手帳の等級で最も多いのは「2級」で17.4%、医師の診断等による確認のうち最も多い疾病は、「そううつ病」で48.5%となっている。(図16)

図16 精神障害者であることの確認方法等

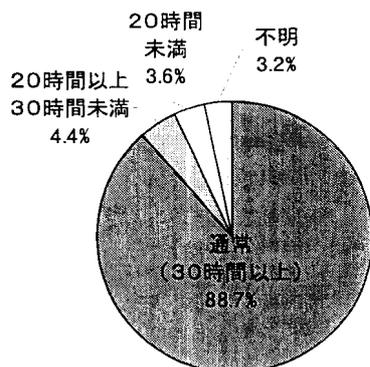


#### (3)労働時間別

週所定労働時間別の雇用状況を見ると、通常（30時間以上）が88.7%と最も多く、次いで20時間以上30時間未満が4.4%となっている。(図17)

また、週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30時間以上）が116時間、20時間以上30時間未満の者が118時間、20時間未満の者が42時間となっている。

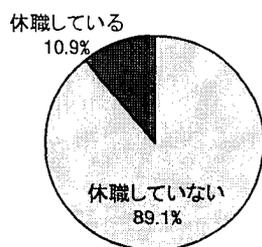
図17 週所定労働時間別精神障害者雇用状況



#### (4) 休職の状況

調査時点を含み概ね1ヶ月以上にわたり休職している精神障害者の割合は、10.9%となっている。(図18)

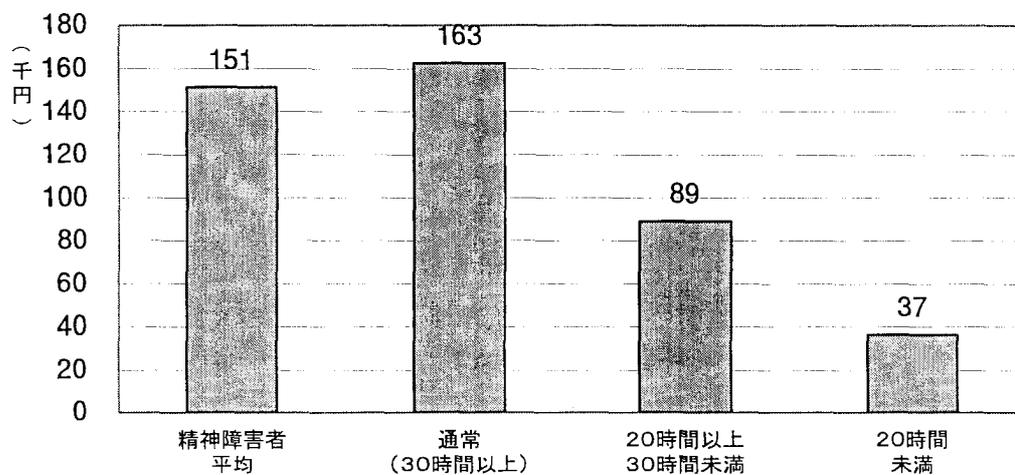
図18 調査時点を含み概ね1ヶ月以上の休職をしている精神障害者の割合



#### (5) 賃金状況

週所定労働時間別の月間賃金の平均は、通常(30時間以上)の者が16万3千円、20時間以上30時間未満の者が8万9千円、20時間未満の者が3万7千円となっている。(図19)

図19 所定労働時間別精神障害者のきまって支給する給与



#### 4 雇用上の課題及び配慮について

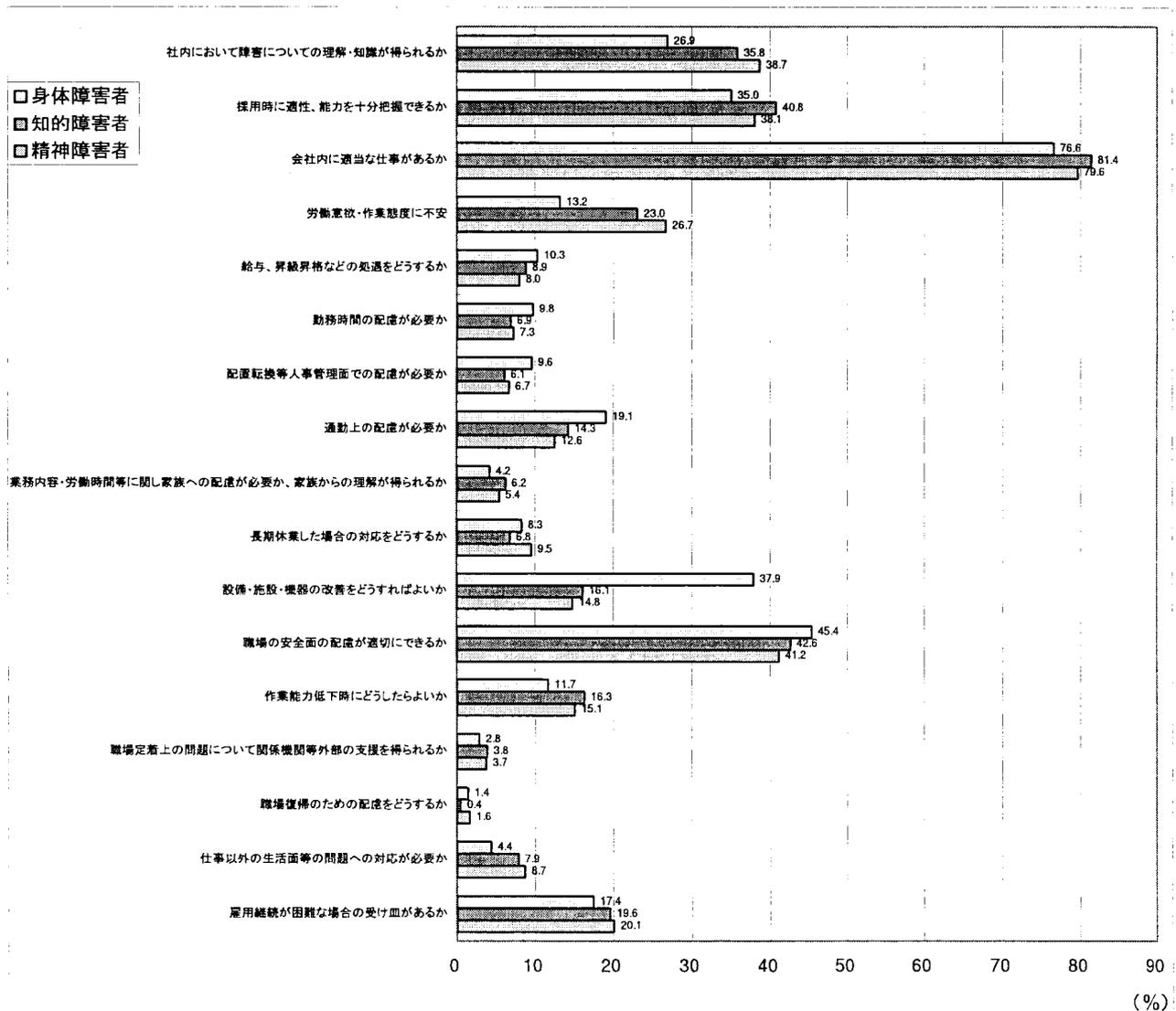
##### (1)雇用するに当たっての課題

身体障害者の雇用上の課題について、69.0%が「ある」としている（「特になし」は、25.5%）。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が76.6%と最も高く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が45.4%と高くなっている。

知的障害者の雇用上の課題について、73.5%が「ある」としている。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が81.4%と最も高く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が42.6%、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が40.8%と高くなっている。

精神障害者の雇用上の課題について、72.7%が「ある」としている。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が79.6%と最も高く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が41.2%、「社内において障害についての理解・知識が得られるか」が26.9%と高くなっている。（図20）

図20 雇用するに当たっての課題(複数回答:4つまで)



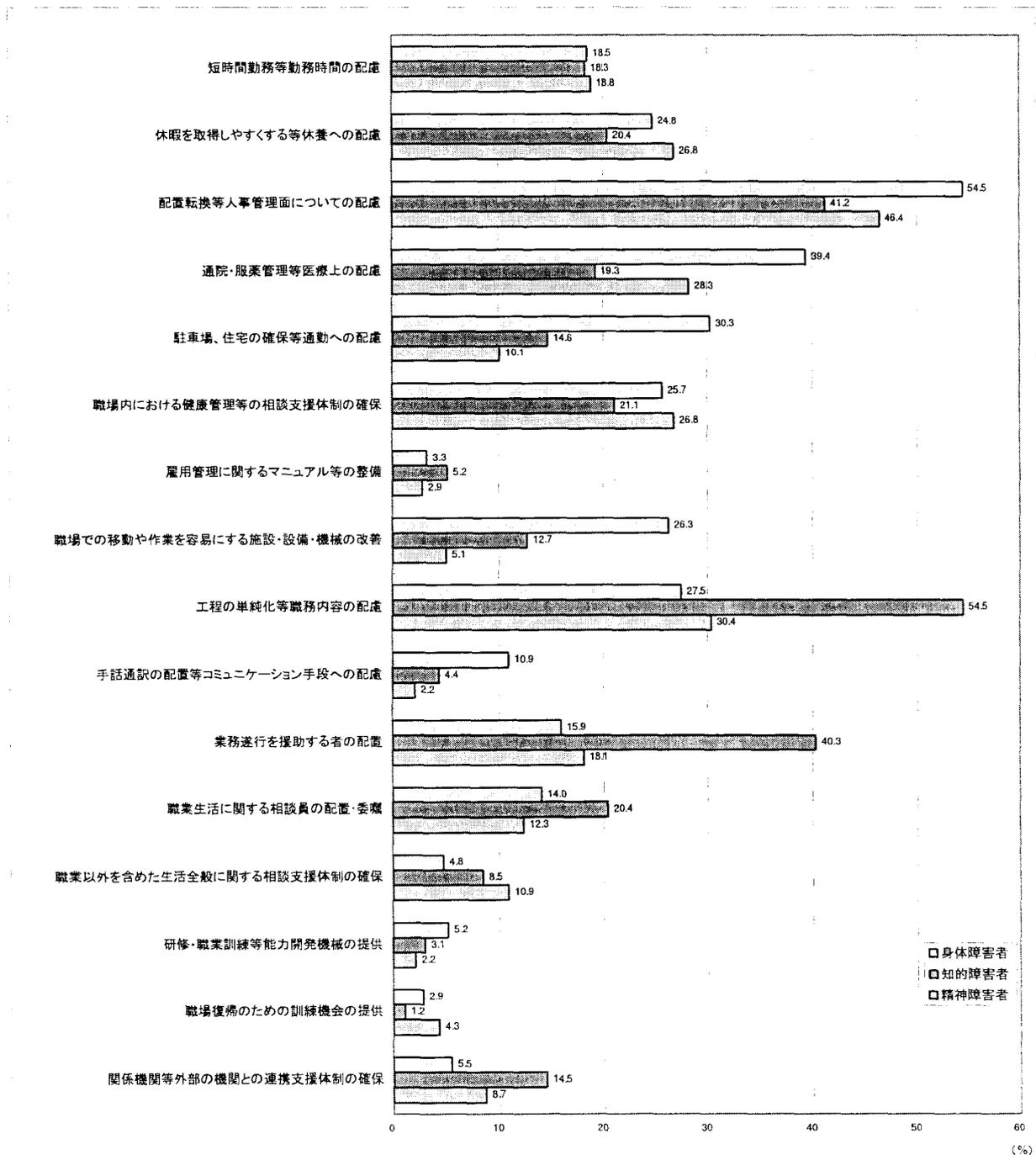
## (2)雇用している労働者への配慮事項

身体障害者を雇用する事業所の68.4%が雇用上の配慮を行っている。現在配慮していることとして、「配置転換等人事管理面についての配慮」が54.5%と最も高くなっている。

知的障害者を雇用する事業所の61.4%が雇用上の配慮を行っている。現在配慮していることとして、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多く54.5%となっている。

精神障害者を雇用する事業所の31.4%が雇用上の配慮を行っている。現在配慮していることとして、「配置転換等人事管理面についての配慮」が最も多く46.4%となっている。(図21)

図21 現在配慮している事項(複数回答)



## 5 事業所と関係機関の連携について

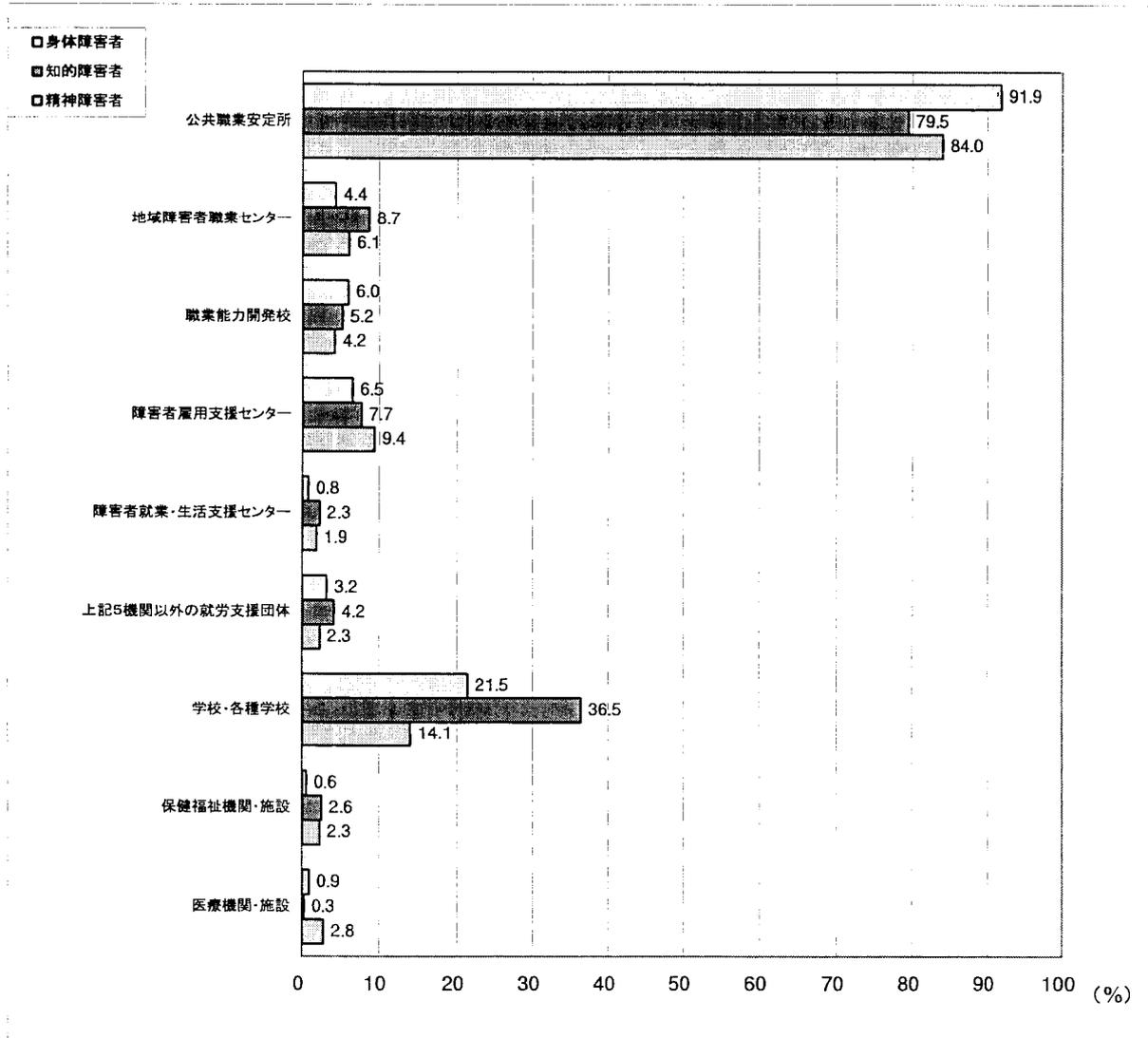
### (1) 募集・採用する際の事業所と関係機関の連携状況

身体障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の35.1%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所91.9%、次いで、学校・各種学校が21.5%と多くなっている。

知的障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の14.5%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が79.5%、次いで、学校・各種学校が36.5%となっている。

精神障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の4.5%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が84.0%、次いで、学校・各種学校が14.1%となっている。(図22)

図22 募集・採用する際の事業所と関係機関との連携状況(複数回答:2つまで)



## (2) 関係機関に期待する取り組み

身体障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が57.4%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が41.3%、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が37.1%となっている。

知的障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が39.0%、次いで「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が38.4%、「障害者雇用に関する広報・啓発」が37.0%となっている。

精神障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が38.8%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が37.9%、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が37.7%となっている。(図23)

図23 関係機関に期待する取り組み(複数回答)

